

セフティボックス使用約款

セフティボックスは、携帯品、乙にとって大切な物品を継続的に保管する為に便利な保管庫としてお貸しするもので、ご使用の場合には、この約款によるものとします。

1 〔格納できないもの〕

- セフティボックスには、次に掲げるものを格納することができません。
 - 揮発性または爆発物等の危険品。
 - 動植物。
 - 鉄砲刀剣類及び犯罪の用に供するおそれのあるもの。
 - 臭気を発するもの、腐敗変質しやすいもの、不潔なもの及び「セフティボックス」を汚損、毀損するおそれがあるもの。
 - 各種法令により保管する事が出来ないもの（証券、遺骨等）。
 - その他保管に適さないと認められるもの（重量物を含む。Aタイプ：5kgまで/Bタイプ：7.5kgまで/Cタイプ：10kgまで）。
- 甲は前項各号に掲げるもの以外についても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

2 〔格納できないものを入れた場合の処置〕

使用期間中及び使用期間後の保管において、その格納物が格納のできないものに該当する疑いがあった場合には、甲は、乙の承諾なし、セフティボックスを解錠のうえ格納品を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、又は処分が困難な場合には廃棄する事が出来るものとします。

3 〔営業日時〕

- 甲は、営業日時を定め、営業所の店頭に掲示します。
- 甲の都合により前項の営業日時を変更することがあり、この場合は、あらかじめ営業所の店頭に掲示します。

4 〔暗証番号忘却等による開錠及び手続き〕

- 各「セフティボックス」は、契約期間中の乙の方が設定した暗証番号でのみ開錠できる乙のプライバシーを最優先したシステムとなっております。暗証番号を忘却等され解錠出来ない場合には、乙の了解の上、立会のもと、係員による破壊し解錠致します。
- 表面に記載されたボックスナンバーと乙の指紋の認証により乙本人と確認された場合、乙は、「セフティボックス開錠申込書」に必要事項を記載し、既にお支払いの保証金を扉原状回復費に充て解錠します。さらに継続してご使用になる場合は、再度保証金をお支払い戴きます（解錠作業は、数時間要する場合あり、ご了承の上お申し込み下さい。）。

5 〔使用期間〕

- この契約の当初使用期間は、表面記載のご利用開始日から表面記載の期間までとします。
- 使用期間の日数算定は、午前零時を基準として行います。申込・解約時等で、当日の使用期間が24時間に満たない場合も1日と算定します。
- 乙の申出によりご利用期間中の解約は可能です。

6 〔使用料金〕

- セフティボックスの使用料金は、表面に記載のとおりです。新規契約の際には受付にて使用料金を戴くこととなりますが、その後継続契約をする場合は、継続契約開始前に、受付にて代金をお支払い戴くか、又は下記口座へお振込下さい。

◆振込口座

みずほ銀行 新橋中央支店 店番号051
普通預金口座 口座番号2032109
株式会社セフティボックス

※お振込みの際には、ボックス番号で管理していますので、お名前とボックス番号を必ずご記入下さい。尚、ボックス番号未記入の場合は、お振込の確認が取れない場合がございますので、ご注意ください。

- 使用料金につきましては、新規・継続の契約時に定めた期間中に解約の場合、払い戻しは致しません。

7 〔保証金〕

- 乙は、この契約から生じる債務の担保として、表面に記載する保証金を甲に預け入れていただきます。但し、保証金には利息をつけません。
- 甲は、保証金については、この契約が終了し、乙が甲にセフティボックスの明渡し後、使用料金の未納、扉破壊による解錠、その他のこの契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合、当該債務の額を差し引き、尚余りある場合に返金いたします。

8 〔解約等〕

- 次の各号の一に該当する場合には、甲は、催告によらないでいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、甲から解約の通知があったときは、直ちに、甲所定の手続をしたうえでセフティボックスを明渡ししてください。
 - 乙が使用料を支払わないとき
 - 乙若しくは代理人の責めに帰すべき事由または各納品の変質等により、甲若しくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められ

るとき

- 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- 乙又は代理人がこの契約に違反したとき
- 甲から乙に対する表面記載①乃至③記載の連絡先に連絡がつかない場合、この契約は、解除の通知を要することなく当然に解除されるものとします。この場合、乙は、直ちに、甲所定の手続をしたうえでセフティボックスを明渡ししてください。
- 前2項の明渡しが遅延した時は、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌日から明渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。
- 使用期間満了に伴うセフティボックスの明渡し又は第1項若しくは第2項の明渡しが遅延したときは、甲はセフティボックスを解錠のうえ格納品を別途管理し若しくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、甲はセフティボックスの開錠に際して弁護士、公証人等に立会いを求めることが出来るものとします。これらに要する費用は乙の負担とします。この場合、乙の受けた損害については甲はその責めを負わないものとします。

9 〔届出通知・催告〕

- 乙は、この契約の記載事項、住所及び電話番号等（連絡先①乃至③を含むがこれに限られない。）に変更があった時は速やかに届け出て戴きます。
- 甲が表面の連絡先①乃至③に記載された住所にあてて通知又は催告を行った場合、乙に対し、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10 〔セフティボックスの修繕、移転等〕

セフティボックスの修繕又は移転その他やむを得ない事情により、甲が格納品の引取またはセフティボックスの変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

11 〔緊急措置〕

法令に定めるところによりセフティボックスの開錠を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、甲はセフティボックスを解錠し臨機の処置をすることが出来るものとします。

12 〔賠償責任〕

「セフティボックス」を破損した場合及び他の「セフティボックス」格納品に損害を与えた場合、賠償して戴きます。

13 〔事故による責任〕

次の場合は、「セフティボックス」の格納品に滅失又は毀損、その他の損害を生じても甲はその責任を負わないものとします。

- 格納できないものに掲げる格納品の滅失又は毀損等の損害
- 暗証番号の盗用による場合
- 天災事変等の不可抗力による場合(電算機の点検や不測の停電事故等で一定時間使用出来ない場合を含む)
- 乙の「セフティボックス」誤使用による場合
- 司法権等の発動により関係官公署から格納品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- その他甲の責めに帰さない場合

14 〔暴力団排除〕

乙は、本契約締結日現在及び本契約期間中、以下を表明及び保証し、かつ、約束して戴きます。

- 乙（その役員、使用人、代理人、再委託先その他の関係者を含む。以下本条において同じ。）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員もしくは暴力団と何らかの関係を有する団体又は個人その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではなく、過去においてもなかったこと。
- 自ら又は第三者を利用して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いないこと。
- 乙又は自らの関係団体（その役員、使用人、代理人、再委託先その他の関係者を含む。）が暴力団等である旨を表示しないこと。
- 自ら又は第三者を利用して甲の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。
- 自ら又は第三者を利用して甲の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をしないこと。
- 自ら又は第三者を利用して暴力的要求行為（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条各号に掲げる行為をいう。）を行わないこと。

15 〔譲渡、転貸等の禁止〕

セフティボックスの使用権は、これを譲渡、転貸又は質入れすることはありません。